

貸出用DVD一覧

C 自転車

番号	題名 企画・製作者名 作成年 時間	対象者	内容
		分野別	
C-1	自転車は車のなかまです -自転車を安全に乗るために- 企画制作:内閣府 制作協力:㈱日テレアックスオン 2012年制作 24分	一般	手軽で便利な自転車。しかし、近年、ルール違反による交通事故や歩行者とのトラブルなどの問題も増加しています。このDVDでは、損害賠償に関するミニドラマや自転車事故の再現映像、統計グラフなどを活用しながら、有職者のコメントを交えて、自転車の基本ルールや乗る前に気をつけることなどについて紹介します。 なお、講習会等で対象者に応じて使用できるように章立てとなっております。
		自転車	
C-2	Dr.サイクルのセフティサイクル講座 企画制作:一般財団法人東京都交通安全協会 協力:警視庁交通部 28分	一般	なぜ、自転車の交通事故は起きるのか? どうしたら自転車の交通事故を防げるのか? 私たちの身近な難問を、Dr.サイクルが解決します。・信号のない交差点でのポイント・歩道を横断するときのポイント・ヘルメットの重要性・出発前の点検ポイント・歩道の通り方のポイント・信号のある交差点でのポイント
		自転車	
C-3	皆伝! 角田信朗の自転車道 虎の巻 企画・制作:アバンザDI 推薦:(財)全日本交通安全協会 2005年(平成17年)制作 24分	一般	K-1でお馴染みの武道家角田信朗氏が、武道の精神を正しい自転車の乗り方の心得として指南します。
		自転車	
C-4	東京都事業者向け自転車安全利用研修用DVD 東京都青少年・治安対策本部総合対策部交通安全課 2014年(平成26年)制作 第1部 18分 第2部 25分 東京都都民安全推進本部総合推進部交通安全課 2020年(令和2年3月)改訂	一般	「東京都自転車安全利用条例」によって事業者は、業務や通勤で自転車を利用する従業員に対して、自転車の安全利用に関する研修、保険加入の周知等を行うこととなりました。本DVDはそうした研修等に役立つものです。 第1部では、アニメを通じて、従業員に対する自転車の安全利用に関する研修の必要性を学べます。 第2部は、実際にパワーポイントを用いて従業員に対して交通安全教育を行っている様子を紹介したもので、会社の安全管理者等が研修の方法を学べるとともに、視聴した従業員が交通ルール等を学べます。
		自転車	
C-5	新しい自転車の交通ルール(2016年改訂版) 制作:鹿児島文化企画 文部科学省選定作品 2017年(平成28年)制作 15分	一般	自転車の通行等に関する法規が改正されました! 普通自転車の歩道通行に関する規定、乗車用ヘルメットに関する規定、自転車安全利用五則を守りましょう。 自転車に関連する交通事故が増加傾向にあり全事故件数の2割を占めています。自転車利用の進展にかかわらず、自転車専用の走行空間が十分でないことや、多くの自転車利用者が自転車の交通ルールを遵守していないことが理由だと考えられています。こうした現状を踏まえ、警察では、自転車の通行環境の整備、ルールの周知と交通安全教育自転車の違反に対する街頭指導取締り等、総合的な対策を推進しています。
		自転車	

貸出用DVD一覧

C 自転車

番号	題名 企画・製作者名 作成年 時間	対象者	内容
		分野別	
C-6	自転車の交通安全ガイド 企画制作:教配 2016年制作 18分	一般	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗る前に・自分の体にあった自転車を選ぶ（ブレーキやタイヤ、ハンドルなどの故障がないか、常に点検と手入れをする） ・自転車が走るところ・車道の左端を走る・左側の路側帯を走る（歩道は歩行者優先）・自転車横断帯と横断歩道（自転車横断帯がある場合は自転車横断帯を通る）・横断歩道に歩行者がいる場合は自転車から降りて押して渡る（交差点の通行方法、信号のある交差点の通行方法、一時停止のある交差点での安全確認）・その他の交通ルール・暗所ではライトを点灯・危険な運転の禁止・自転車運転講習と自転車保険 ・自転車運転者講習制度・自転車保険・事故の対応と責任——もしも自転車運転中に歩行者と事故を起こしてしまったら
		自転車	
C-7 (NEW)	知っていますか？危険な自転車の取り締まり強化 (自転車の交通反則通告制度導入) 企画制作:映学社 2025年11月制作 12分	一般	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年4月から自転車にも交通反則通告制度が導入 ・自転車にも交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が導入される。 ・青切符とは計敏な交通違反の際に警察官から交付される交通反則告知書。 ・違反者が反則金を期限内に納付すれば、刑事罰が科されることはない。 ・反則金を納めなかった場合、刑事手続きに移行し裁判を受けることも。 ・悪質と判断されれば刑事罰、つまり前科が付くことにもなりかねない。 ・導入後は自動車やバイクと同様に積極的な取り締まりが行われていく。 ○主な反則行為と反則金 ・携帯電話、スマホを使用しながらの運転 12,000円 ・遮断機が下りている踏切への立ち入り 7,000円 ・信号無視や右側通行いわゆる逆走 6,000円 ・一時不停止、無灯火、傘さし運転 5,000円 ・並進や歩道を徐行しない場合 3,000円 ○たとえ自転車事故でも高額な賠償金が ・自転車といえども人身事故を起こしてしまうと高額な賠償金も発生する。 ・昨今では自転車保険への加入を義務化する自治体も増えてきている。 ・自転車に乗るなら自転車保険への加入は当たり前の時代になりつつある。
		自転車	